

# 不正軽油撲滅NEWS



NO. 15 平成29年5月発行

## 富山県不正軽油防止対策協議会

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7(富山県経営管理部税務課内)  
TEL:076-444-3178 FAX:076-444-3487

「不正軽油撲滅NEWS」では、県内外の不正軽油に関する情報を、読者の皆様に紹介しています。

不正軽油の流通をくい止めるためにも、是非、不正軽油に関する情報をお寄せください。皆様からの情報が、不正軽油撲滅につながります！

## 軽油免税で虚偽報告！ 東京都江戸川区

軽油引取税の免税制度を巡り、軽油の使用目的を偽って免税対象となる軽油量を水増しした書類を作成し、千葉県に提出したとして、県警は28年11月28日、東京都江戸川区の石油販売会社と男性従業員3人を地方税法違反の疑いで書類送検しました。

会社や従業員3人は平成26年～27年、千葉県内の土木建設会社数社に販売した軽油について、免税分を実際より計約42万円(約1,350万円分)水増しして書類に記載し、県税事務所に提出した疑いが持たれています。

『日本経済新聞』平成28年11月29日

## 「不正軽油撲滅宣言事業所」登録状況

当協議会では、軽油の販売や使用をしている県内事業所を対象に、自ら不正軽油の撲滅宣言をしていただける事業所を募集しております。

平成29年3月末時点で、557の事業所に登録いただいております。登録いただいた事業所にはステッカーを交付しますので、給油機等に貼っていただければ、適正な軽油を取扱っていることをPRできます。

詳しくは、下記のホームページをご参照ください。

引き続き、当事業の周知・拡大にご協力をお願いいたします。

「不正軽油撲滅宣言事業所」一覧は、協議会ホームページでご覧になれます。

富山県税務課HP( [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1107/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1107/index.html) )

⇒ 富山県不正軽油防止対策協議会 ⇒ 「富山県不正軽油撲滅宣言事業所」登録事業所

使っている軽油がちょっとおかしい！

トラックに灯油を直接給油しているところを見た！ という場合は…

「軽油110番」または「総合県税事務所」までお電話を！

軽油110番 076-444-8110

総合県税事務所 076-444-4507